

再評価結果（平成20年度事業継続箇所）

担当課：道路局国道・防災課
担当課長名：下保 修

事業名 一般国道122号 昭和橋 <small>じやうわし</small>	事業区分 一般国道	事業主体 埼玉県 群馬県
起終点 自：群馬県邑楽郡明和町川俣 至：埼玉県羽生市上新郷 <small>ぐんまけんいづはらぐんめいわまちがわまた</small> <small>さいたまけんはにろししがあしんこう</small>		延長 1.8 km
事業概要 対象地域の国道122号は慢性的に交通渋滞が発生し、交通渋滞を緩和するため、橋りょう部を含めた国道122号の早期4車線化の整備を行う必要がある。 本事業の目的は、国道122号の慢性的な交通渋滞を緩和し、自転車歩行者道の設置によって通行者の安全が確保することである。さらに、埼玉県と群馬県の経済、文化の更なる交流を促し、両県の発展に大きく寄与することが期待される。		
H10年度事業化	S46年度都市計画決定 (H9年度変更)	H12年度用地着手 H11年度工事着手
全体事業費 14.9億円 事業進捗率 53.7% 供用済延長 1.8 km		
計画交通量 27,700台/日		
費用対効果分析結果	B/C (事業全体) 6.1 (残事業) 15.0	総費用 (残事業)/事業全体 61/151億円 事業費 ：60/150億円 維持管理費 ：1.1/1.1億円
		総便益 (残事業)/事業全体 918/918億円 走行時間短縮便益 ：899/899億円 走行経費減少便益 ：20/20億円 交通事故減少便益 ：0.00/0.00億円
基準年 平成19年		
感度分析の結果 交通量変動：B/C=7.3(交通量+10%) B/C=5.5(交通量-10%) 事業費変動：B/C=5.8(事業費+10%) B/C=6.4(事業費-10%)		
事業の効果等 ・ 国道122号の慢性的な交通渋滞を緩和する ・ 自転車歩行者道の設置による通行者の安全確保		
関係する地方公共団体等の意見 昭和橋を含む122号は、慢性的な交通渋滞の緩和、埼玉群馬両県の産業・経済の振興・活性化など、重要な役割を果たすことが期待されており、関係市町で構成する整備促進同盟会から、早期の要望を受けている。		
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等 平成17年度に2/4車線について暫定開通しており、暫定開通後の交通量調査結果によると、10～20%交通量が伸びている。このため、早期の4車線化が望まれている。		
事業の進捗状況、残事業の内容等 平成17年度に2/4車線(片側2車線)架換えが完了。平成19年度より2期線工事(4車線化)工事着工。 平成19年度末進捗率見込み 工事53.7%(事業費ベース)		
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等 平成18年度より、旧橋撤去を開始し、現在撤去工事中。撤去完了後、同位置に橋梁を新設する。		
施設の構造や工法の変更等 施工にあたっては、新技術の積極的な検討等により、コスト縮減に努めながら事業を推進。		
対応方針 事業継続		
対応方針決定の理由 以上の状況を勘案すれば、当初からの事業の必要性、重要性は変わらないと考える。		
事業概要図		

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。